2011
7月号
第425号

広報 かざまうら
KAZAMAURA

村の花鳥木

発　　行　風間浦村役場
編　　集　総　務　課
HPアドレス　http://www.kazamaura.jp/
印 刷 所　青森コロニー印刷

保育所うんどうかい（元気に誓いのことばを発表しました）

▶今月の内容◀

2　田植え体験学習
3　保育所うんどうかい
4　年金だより
5～9　お知らせ
10　社協だより
11　健康だより
12　税務だより、戸籍の窓

▶村民憲章◀

1、わたくしたちは、きまりを守り、親切で明るい村をつくります。
1、わたくしたちは、仕事に喜びをもち、豊かな村をつくります。
1、わたくしたちは、青少年に希望を老人に生きがいを、そして心のあたたかい村をつくります。
1、わたくしたちは、自然を愛し、花と緑の美しい村をつくります。
1、わたくしたちは、常に知識を求め、スポーツに親しみ、楽しい村をつくります。

上手に植えたョ

蛇浦小学校で田植え体験学習

６月６日、蛇浦小学校全児童32名が、労働の大変さと大切さを知り、協力してやり遂げることをねらいに田植え体験を行いました。

当日はあいにく肌寒い天候でしたが、半そで短パン姿に裸足という格好で１年生から６年生まで横一列に並び、たんぼの水の冷たさや泥のヌルヌル感に歓声を上げながら手際よく植えていきました。

管理人の木下重利さんは「おいしいモチが食べられるように管理していきます。」と最後に話してくれました。

さすが５・６年生、手ぎわよく作業していきます

３・４年生、上手になってきました

管理人の木下重利さん

田植え２年目、泥にも慣れてきた様子です

泥に悪戦しながらの初めての田植え

紅勝て　白勝て
保育所
うんどうかい

天候に恵まれた６月18日、風間浦保育所で運動会が行われました。

子どもたちは親御さんからの声援を受け、力の限り走ったり、精一杯踊ったりと練習の成果を発揮し、たくさんの拍手をもらっていました。

元気な子どもたちの様子を紹介します。

ゴールめざして走った　赤バッチ

お母さんと一緒にお宝をゲット　ピンクバッチ

元気いっぱい踊った　黄色バッチ

力の限り走ったマラソン　黄緑バッチ

体全体で表現した　青バッチ

いっぱい入った玉入れ

年金だより

不慮のときには障害年金と遺族年金があります

国民年金からは、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

障害基礎年金

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障害の状態になったときに支給されます。

年金額は、障害の程度が一級のときが986,100円（平成23年度価格・年額・以下同じ）、それより軽い程度の２級のときが788,900円です。また、障害基礎年金には子（生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で１級・２級の障害の状態にある子・以下同じ）の加算額があって、その額は一人について75,600円（ただし、２人目までは１人について227,000円）です。

今年４月からは加算対象者が拡大され、これまで受給権が発生した後に結婚・出産しても、配偶者や子どもが受け取ることができなかった加算額が、年金受給権が発生した後でも配偶者や子どもへの加算額を届出により受け取ることができるように改正されました。

児童扶養手当を受けている方は、同一の子を対象とした障害年金の子の加算と配偶者の方へ支払われる児童扶養手当の両方を受け取ることはできません。

児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算のどちらを受けるかについては、原則として、児童扶養手当の金額と障害基礎年金の子の加算額とで比較して金額の高い方を受けることができるようになりました。ただし、児童扶養手当には所得制限があるほか、障害基礎年金の子の加算も子の人数によって金額が違うため、詳しくはお近くの年金事務所または「ねんきんダイヤル（☎0575－05－1165）」にお問い合わせください。

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。年金額は、子が１人の妻には1,015,900円、１人の子だけには788,900円支給されます。また、子が２人以上のときには、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

年金受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、初診日等（障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日・以下同じ）のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならない期間」のうち、３分の２以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件（３分の２要件）」を満たす必要があります。

※「国民年金に加入しなければならない期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や、厚生年金等から老齢年金を受けている期間は除かれます。

また、「３分の２要件」を満たせなくても、平成28年３月までに65歳未満で初診日等がある場合、初診日等のある月の前々月までの１年間の全ての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。

なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要がありません。

ご自分が、保険料納付要件を満たしているかどうかご心配な方や国民年金の詳細をお知りになりたい方は、お住まいの市区町村の国民年金の窓口またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

厚生年金の加入者は

障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。詳細はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

■むつ年金事務所　☎ 0175－22－2278

お知らせ ～information～

国民健康保険税についてのお知らせ

国民健康保険税の課税限度額が変わります

地方税法の改正により、平成23年度から国民健康保険税の課税限度額が医療分については50万円から51万円に、支援分については13万円から14万円に、介護分については10万円から12万円に変わります。このため国民健康保険税の課税限度額が73万円から77万円に変わります。

なお、当村での該当世帯は２～３世帯と見込んでおります。

	医療分	支援分	介護分
改正前	５０万円	１３万円	１０万円
↓			
改正後	５１万円	１４万円	１２万円

※税率については今回変更ありません。

■問合せ先

総合福祉センター「げんきかん」 村民生活課　医療・保険グループ　☎ 35－3111

後期高齢者医療制度加入のみなさまへ

～　後期高齢者医療制度のお知らせ　～

○「後期高齢者医療被保険者証の一斉更新」について

平成23年８月１日は被保険者証の更新日です。新しい被保険者証は、７月下旬に郵送します。有効期限は平成25年７月31日までとなります。（ただし、保険料の滞納等の理由により納付相談の必要な方については、有効期限及び更新時期が異なる場合があります。）

現在お使いの被保険者証は、平成23年８月１日以降に後期高齢者医療担当窓口に返還してください。（郵送による返還もできます。）

- 交付されましたら、記載内容をご確認の上、誤りがありましたら後期高齢者医療担当窓口にお申し出ください。
- 新しい被保険者証は、裏面に臓器提供の意思表示（提供する・提供しない）が記入できるようになりました。なお、意思表示の記入については、義務ではありません。
- 平成22年中の所得状況等により、８月１日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。
- その他ご不明な点は、総合福祉センター「げんきかん」村民生活課後期高齢者医療係（☎35－3111）又は青森県後期高齢者医療広域連合（☎017－721－3821）にお問い合せください。

○「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

≪平成22年度に交付を受けている方≫

現在お使いの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は、平成23年７月31日が有効期限となっております。

平成22年中の所得状況等により、平成23年度も引き続き低所得Ⅱまたは低所得Ⅰと判定された方につきましては、新しい被保険者証とともに新しい認定証が交付されますので、更新手続きの必要はありません。

なお、新しい認定証の有効期限は平成24年７月31日となります。

㈱中三の商品券をお持ちの皆様へ

㈱中三の商品券について還付申出の受付を開始します。申し出方法は持参または郵送となりますが、詳しくは青森財務事務所へご確認ください。

■受付期間及び受付場所

○郵送の場合

平成23年６月１日（水）～８月８日（月）
東北財務局理財部金融監督第三課
〒980－8436　仙台市青葉区本町３－３－１

○持参の場合

平成23年６月１日（水）～８月８日（月）
午前９時～午後５時まで
青森財務事務所理財課（青森合同庁舎３階）
〒030－8577　青森市新町２－４－25
盛岡財務事務所理財課（盛岡合同庁舎１号館３階）
〒020－0023　盛岡市内丸７－25

なお、青森市、弘前市、盛岡市において、次のとおり集中受付を行います。

6/11～12　盛岡市　岩手県水産会館５階　9：30～17：00
6/18～19　青森市　アピオあおもり　9：30～17：00
※19日は16：30まで
7/2～4　弘前市　弘前文化センター　9：30～17：00
※４日は16：00まで

（受付期間中は、混雑が予想されますので、お車での来場はご遠慮いただき、公共交通機関をご利用の上、ご来場ください。）

■問合せ先

青森財務事務所理財課　☎ 017－722－1463

全国の伝統的なお祭りが青森に集結！「日本のお祭りinあおもり2011」

地域伝統芸能の全国イベント「日本の祭りinあおもり2011」が９月24日、25日に青森市文化会館と青森ベイエリアで開催されます。県内からは五所川原市の「立佞武多」、青森市の「ねぶた祭り」、八戸市の「えんぶり」などが上演されるほか、県外からは宮崎県の「高千穂神楽」や岩手県の「北上鬼剣舞」、徳島県の「阿波おどり」などが、海外からは韓国や台湾などの伝統芸能が出演。

サブ会場では、「あおもりうまいもの市」、「ご当地グルメ屋台村」などの各種イベントも行われます。

両会場とも入場は無料ですが、青森市文化会館会場は事前の申込が必要です。観覧を希望される方は、下記の方法によりお申し込みください。詳しくは、公式ホームページをご参照いただくか、青森県観光交流推進課へお問い合わせください。

■申込方法　公式ホームページ観覧募集フォーム、はがき、メール、FAXのいずれか

■記載内容　郵便番号、住所、氏名、電話番号、希望人数（１申込につき２名まで）、観覧希望日（24日か25日のいずれか）

■応 募 先
・はがきの場合　〒030-8570青森市長島1丁目1-1
青森県庁 観光交流推進課内「日本の祭り」観覧希望係
・メールの場合　shinkanko@pref.aomori.lg.jp
・FAXの場合　017-734-8126

■申込期限　平成23年８月19日（金）まで必着

■問合せ先　青森県観光交流推進課　☎ 017-734-9389
「日本の祭りinあおもり2011」
公式ホームページ　http://www.

あおもり県民カレッジ　「地域キャンパス講座」開催のお知らせ

この講座は、県民のみなさんが興味・関心のあるテーマについて、体系的・継続的に学習し、その成果を生かして社会参加できるよう総合的に支援するために開設しているものです。たくさんのみなさまのご参加をお待ちしております。

【科学マジック＆工作を楽しみましょう（講義・実験）】
・「ヤジロベエ」や「シャボン玉くるくる棒」を作ります。
〈い　つ〉９月３日（土）午前10時～12時
〈どこで〉むつ市立図書館
〈講　師〉板柳町少年少女発明クラブ　顧問　野呂　茂樹

【シリーズ下北半島「自然編」（講義）】
・「森の仕組み」や「樹木の生き方」を見つめ直します。
〈い　つ〉９月10日（土）午後１時～３時
〈どこで〉むつ市立図書館
〈講　師〉森林インストラクター　瀬川　威

【大切な人にあなたの気持ちを届けよう（実習）】
・世界にたった一つだけの絵手紙を作ります。
〈い　つ〉９月29日（木）午前10時～12時
〈どこで〉むつ市立図書館
〈講　師〉「創元会」会員
土佐　そう子（あおもり県民カレッジ　学生）

【シリーズ下北半島「歴史編」（講義）】
・むつ市を火災から救った偉人「泉海坊」とは・・・。
〈い　つ〉10月12日（水）午後６時30分～８時
〈どこで〉下北文化会館
〈講　師〉大覚院熊野神社（兼務社遥拝殿）
宮司　渡辺　英司

【シリーズ下北半島「文学編」（講義）】
＊大間町「町民文化祭」と共催
・大町桂月には、下北半島はどのように映ったのだろうか。
〈い　つ〉11月５日（土）午後１時～３時
〈どこで〉大間町立公民館
〈講　師〉下北文化社　同人　竹浪　和夫

◎いずれの講座も
〈定　員〉50名　＊ただし、９月29日の実習は先着20名
〈参加費〉無料　＊ただし、９月29日の実習は自己負担100～200円
〈申込締切〉
８月24日（水）＊当日も受け付けますが、定員になりしだい締め切りますのでご了承ください。９月29日の実習は当日受付しません。
〈申込み方法〉
いずれも電話またはＦＡＸ（住所・氏名・電話番号明記）でお申込みください。（ＦＡＸの場合、むつ市立図書館、むつ市中央公民館、下北文化会館、来さまい館、市町村役場等に置いてあるチラシの裏面をご活用下さい。）
〈その他〉
５講座とも「あおもり県民カレッジ認定講座（２単位）」です。
〈問合せ・申込先〉　下北教育事務所（担当 田中・柴田）
TEL 22－1351　FAX 23－8609

節　電　の　お　願　い

東北電力では，東日本大震災により被災した発電所の復旧に全力で取り組んでおりますが，夏場の需要に対して十分に供給することが難しい状況です。

1. 主な発電所の状況

・東日本大震災により，主に太平洋側の火力発電所が被災したことから，現在は主に日本海側の火力発電所が稼動しております（原子力発電所は安全に停止中）。

・今夏の供給力は1,230万kWですが，夏場の需要は最大で1,480万kWを想定しています。

×：被災した火力発電所
■：停止した原子力発電所（点検中も含む）
▲：稼働中の火力発電所

2. 夏場の電気の使われ方と節電のポイント

3. 具体的な節電・シフトの例

目標：夏場の日中9時～20時における使用電力量180W（15％）減※

※：在宅世帯の日中の平均使用電力量1,200Wに対する削減電力量と削減率

節電

エアコン：①室温は28℃に設定（2℃上げる）　⇒130W（10％）の減
　　②「すだれ」の活用　⇒120W（10％）の減
冷蔵庫：温度を「強→中（または低）」に設定　⇒　25W（　2％）の減
テレビ　：省エネモードに設定，見ない時消す　⇒　25W（　2％）の減
照明　：日中は消灯，夜間もできるだけ消灯　⇒　60W（　5％）の減

シフト

洗濯機，食器洗い乾燥機は　⇒400W（33％）
　タイマーを利用し，早朝・夜間に使用　～900W（75％）のシフト

ご不明な点は，東北電力（株）むつ営業所総務課　TEL．0175-22-7958（平日9時～17時）まで

サマージャンボ宝くじの賞金は１等・前後賞合わせて３億円

１等　２億円×26本　前後賞各　5,000万円
２等　１億円×26本
■2000万サマーと同時発売！
■発売期間　平成23年７月11日～７月29日まで
※この宝くじの収益金は市町村の明るい住みよいまちづくりに使われます。

海洋地球研究船「みらい」・施設一般公開

独立行政法人海洋研究開発機構むつ研究所では、海洋地球研究船「みらい」・施設の一般公開を行います。

■い　つ：平成23年８月６日（土）
午前10時～午後４時
（受付は午後３時30分まで）
■どこで：むつ市大字関根字北関根690
独立行政法人
海洋研究開発機構
むつ研究所
■入場料：無料
■どんな：①海洋地球研究船「みらい」の公開
②多能しい実験教室
③トライトンブイ・アルゴフロート実機展示
④その他
■問合せ：独立行政法人
海洋研究開発機構
むつ研究所
管理課　☎0175－25－3811
http://www.jamstec.go.jp/j/

むつ科学技術館だより

【理科実験・観察のお知らせ！】

むつ科学技術館では、毎週日曜日に１階探求コーナーにて、理科実験を開催しております。

事前の申し込みや参加料などは必要ありませんので、当館へお越しの際はぜひ実験にご参加ください。＊８月から午後のメニューが変わります。

11：00～11：30／『超低温の世界を調べよう』
14：00～14：30／『電子発見の歴史を調べよう』（７月）　『光の不思議な世界を調べよう』（８・９月）

【開館記念イベント（無料開放）　＆夏休みイベントのご案内】

むつ科学技術館では、７月17日（日）に「開館記念イベント」を開催致します。当日は無料でご入館いただけます。また、来館者プレゼント（数量限定）もご用意しております。ちびっこ工作教室（整理券配布なし）、理科実験・観察などの楽しい企画がいっぱい！

詳しくはホームページをご覧になるか、当館までお問い合わせください。

また７月22日（金）～８月21日（日）まで、「夏休みイベント」を開催します。期間中は、通常は土・日・祝日のみの「つくってたいけん工作教室」を毎日開催しておりますので、夏休みはぜひ当館へ遊びにいらしてくださいね。

※７月・８月は休館せず毎日開館いたします。

■お問い合わせ　むつ科学技術館　Tel 25－2091　Fax 25－2092　《URL》http://www.jmsfmml.or.jp/msm.htm

７月23日でアナログ放送が終了します!!

地上デジタル放送の準備はお済みですか？

７月23日をもって現在視聴されている地上アナログ放送が完全に見られなくなります。村ではテレビ共聴施設をデジタル対応に改修済ですので、デジタル放送に対応した機器（テレビやチューナー等）をお持ちであればアナログ放送完全停波以降、テレビが見られないといったことはありません。早めに地デジ対策をお願いします。

北海道のテレビ放送が見られます

北海道側のテレビ放送について、協議が整い、放送に関する許可を得ることができましたので、念願でありましたUHB（フジ系列）とTVh（テレビ東京系列）北海道のＮＨＫ２局が地上デジタル放送で視聴することができるようになりました。視聴するためにはチャンネルの再調整が必要となります。チャンネルの再調整については、各ご家庭で利用されている電気店等にご相談ください。なお、県内の放送局と重複している３局（HBC、STV、HTB）については現在も継続協議中です。

地上デジタル放送受信機器購入助成金について（締切は７月末）

申請期限が迫っています。申請忘れや地デジ化未整備の方はお急ぎください。

購入された方は、機器の領収書及び保証書等を用意して申請してください。詳細については役場総務課企画財政グループまでお問い合わせください。

自宅を工事される方々へのお願い

村ではテレビ放送の難視聴対策として村内全域を対象にテレビ共聴施設を整備しました。

ご家庭の外壁に取り付けられている「テレビ受信装置（V-ONU）」は非常に繊細な装置で、誤った取扱いをすれば故障の原因となります。住宅の建て替えや外壁工事のため、テレビ受信装置の取り外し作業が必要となった場合は、役場まで連絡してください。工事は特殊な作業となるため業者手配に最低でも14日程度要します。また、新規にテレビ受信装置を設置する場合においては、移設の場合よりも日数を要しますので、早めに連絡してください。

■テレビ共聴施設や地上デジタル放送に関する問合せ先

役場 総務課 企画財政グループ　☎ 35－2111

７月は「社会を明るくする運動」強調月間です

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとするために法務省が主唱する全国的な運動です。

７月は当運動の強化月間であり、下記の行動目標と重点事項により、更生保護を支えている保護司をはじめとしたボランティアが様々な活動を実施しますので、ご協力をお願いします。なお、下北地区では、７月４日（月）～５日（火）において第32回「下北一周愛のキャラバン」を実施しました。

「平成23年度の行動目標・重点事項」

●行動目標
①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
③これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

●重点事項
「立ち直りを支える取組についての理解促進」
「犯罪や非行をした人たちの就労・住居等の生活基盤づくり」

現在、高齢・障害者等の社会復帰上困難を抱える人や適当な帰住先がないため、刑務所等を満期釈放となり、不安定なまま生活から再犯に至るという悪循環から抜け出せない人が増加しています。犯罪、非行を減少し、安全な社会を築くためには、犯罪、非行をした人の再犯を防止すること、そのためにも彼らが安定した住居と就労の機会を得て経済的に自立して更正することが何よりも重要です。

児童扶養手当並びに特別扶養手当受給者の皆さんへ

児童扶養手当並びに特別児童扶養手当を受けている方は、毎年１回「現況届」等を提出しなければなりません。

【児童扶養手当の受給者】

●「現況届」の提出が必要です。用紙及び添付書類等は、後日、役場から送付されます。
●提出期間は、８月１日～８月31日

【特別児童扶養手当の受給者】

●「所得状況届」の提出が必要です。用紙等は、後日、役場から送付されます。
●提出期間は、８月11日～９月10日
※どちらの手当も、この届を２年間提出しないと受給資格がなくなります。

■問合せ先　風間浦村役場　村民生活課　☎ 35－3111

ひとり親家庭・寡婦の方々のために　（平成23年度）

【児童扶養手当】

★支給対象　何らかの理由により、父又は母と生計を同じくしていない　児童を養育している場合や、父又は母が心身に障害のある場合に、その児童を扶養している父又は母（又は養育者）に対して児童扶養手当が支給されます。なお、児童が18歳に達した年度末までが手当の支給の対象となります。児童が政令で定める障害を有するときには、児童が20歳に達するまで支給されます。（所得制限があります。）

ただし、児童が施設に入所したり、父又は母（又は養育者）若しくは児童が国民年金（老齢福祉年金を除く。）、厚生年金、恩給などの公的年金を受けている時は支給されません。

【ひとり親家庭等医療費助成事業】

母子家庭、父子家庭等の健康の保持と福祉の増進を図るため、県の助成を受けて市町村が医療費（入院時食事療養費は除く。）の助成をする制度です。（所得制限があります。）

★給付対象者　イ．母子家庭、父子家庭の児童及び父母のいない児童（18歳に達した年度末まで）
ロ．母子及び父（ただし、自己負担金は一医療機関ごと月1,000円）

【遺児等援護対策事業】

母子・父子家庭等の児童の健全な育成を願うため、入学・卒業等に際し、県の補助を受けて市町村が祝金を支給する制度です。

★給付対象者　イ．死別による母子家庭及び父子家庭の義務教育修了前の児童
ロ．父母のいない義務教育修了前の児童　など。

★給付内容　小・中学校入学祝金、中学校卒業祝金

【母子自律支援プログラム策定事業】

自立に意欲のある児童扶養手当受給者を面接し、生活や子育ての状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就労に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、受給者の移行や意欲等を考慮した自立目標や支援内容等を設定するほか、必要な説明や情報提供、連絡調整を行うなど、児童扶養手当受給者の自立を支援します。また、必要に応じて公共職業安定所との連携による就労支援も行います。

■問合せ先　風間浦村役場　村民生活課　☎ 35－3111

社協だより

Vol.216

～平成23年度社会福祉協議会実施事業概要～

単位（千円）

区分	事業名称	内容説明	事業費
補助事業等	法人運営事業	法人運営（理事会・評議員会運営、法務、総務、経理） 関係団体事務局運営（老人クラブ連合会、身体障害者福祉会 母子寡婦福祉会、手をつなぐ親の会、共同募金委員会）	17, 802
	ボランティアセンター活動事業	ボランティア活動団体、ボランティア推進校への支援、協働	185
	福祉安心電話サービス事業	緊急通報機能付電話設置者への月会費助成、安否確認 ※実施主体：青森県社協　（年度末設置者：２件）	77
	移送サービス事業	身体障害者、要介護者を病院・施設に移送（延利用数 844 人）	1, 630
	たすけあい資金貸付事業	低所得者世帯等に対する生活・医療・更生資金等の貸付 （22 年度新規貸付件数：２件　貸付総額：170, 000 円）	503
共同募金事業	共同募金配分金事業	※①②は、前年度募金実績で県共募より事業費配分を受ける	
	①独居老人ふれあい旅行	年１回実施（22 年度、参加者数 26 人）	86
	②移送サービス事業配分	移送サービス事業に対し、事業費を配分	280
	③ＮＨＫ歳末たすけあい事業	85 歳以上の在宅低所得単身世帯に年末おせちを配給（13 人）	75
受託事業	生活福祉資金貸付事業	低所得者等への貸付、償還指導を民生委員の協力により実施 ※実施主体：青森県社協　（新規貸付６件、貸付中 32 件）	690
	ほのぼのコミュニティ 21 推進事業	※風間浦村からの受託事業	
	①ほのぼの交流協力員事業	ボランティアの協力員（28 名）による安否確認、声がけ運動	15
	②地域ふれあい交流会開催事業	小学生と高齢者の交流会を計３回実施（延参加者数 58 人）	59
	③ボランティア活動推進事業	ほのぼの協力員に対するボランティア保険加入費助成	16
介護保険事業	デイサービスセンター事業		
	①通所介護事業	要介護者の入浴、給食等の通所サービス（延利用数 2, 057 人）	33, 810
	②介護予防通所介護事業	要支援者の入浴、給食等の通所サービス（延利用数 1, 204 人）	
	③生きがい活動支援通所	自立した方の通所サービス（延利用数 135 人））	
	居宅介護支援事業	要介護者のケアプラン作成、給付管理（３月利用者 47 人）	7, 509

※事業実績の数値は22年度の値。事業費は23年度経常支出額。たすけあい資金事業は社協独自財源で運用。

社会福祉協議会(社協)の賛助会費について

本年度の社協会費の納入について、七月以降、お願い致しますが、納入にあたっては、会員各位の御厚意はもとより、納税貯蓄組合様、住民ボランティアのご理解と会費取りまとめにご協力を賜り、誠に有り難く心から感謝申し上げます。

この会費は、社協が「移送サービス」や「福祉資金貸付」などの福祉事業を推進するために欠かせない収入となっており、住民会費だけでは賄えない部分は、風間浦村からの補助金や共同募金配分金などにより運営しております。

住民の皆様に、ご協力をお願い致しますのは、行政組織では無い社協が、皆様に様々なサービスを提供するにあたり、地域社会全体の支え合いで行う。という住民主体の理念に基づくものです。

【社協会費の概要】

一、会員種別

①特別賛助　年額三千円

②賛　助　年額一千円

二、二十二年度実績（計７３１件）

①特別賛助会費（60件）　一八〇、〇〇〇円

②賛助会費（６１７件）　六七一、〇〇〇円

（問い合わせ先：社協事務局）

三五―二二四三（担当：木下）

新評議員紹介

このほど、新評議員が選任されましたので、ご紹介致します。

評議員は定数二十六名で、民生委員、地域の福祉団体(老人クラブ等)、自治会等住民組織や公的機関の代表者等により構成され、評議員の権限として、次の事項は評議員会の議決を要します。

①「予算・決算、事業計画・報告、基本財産の処分」

②「予算外の新たな義務の負担または権利の放棄」

③「定款の変更」

④「合併・解散」

【新評議員】

（任期：平成25年4月30日迄）

○老人クラブ下風呂喜楽会会員

後藤邦彦

（前任者：同会会長　工藤和子）

社協役員・評議員による義援金寄附の取組み

社協理事会、評議員会では、会議日当（千円）を「青森県共同募金会」を通じて東日本大震災義援金として寄附する取組みを行っています。

（三月から五月の寄附額）

・理事会（四回開催分）　四〇、〇〇〇円

・評議員会（三回開催分）　四六、〇〇〇円

健　康　だ　よ　り

節電の夏を乗り越えよう!!

今年も暑い季節がやってきました。気象庁の予想によりますと、今年は「全国的に平年並みか平年よりも気温が高い」とされています。猛暑だった昨年と同様に熱中症にかかる人が多くなる可能性があります。

今年は東日本大震災の影響により電力供給が不安定となり、節電が求められることになりそうです。しかし､いくら節電とはいっても無理をしすぎて体調を崩しては意味がなくなってしまいます。自分にあった適度な体調管理ができるようにしましょう！

熱中症とは？

気温や湿度が高い状況で、水分や塩分が失われたりすることにより、体内に熱がたまり、吐き気やだるさなどの症状が現れ、重症化すると意識障害等を起こします。

急に気温が高くなったり、体調が悪いときなどは暑さに慣れることができず、熱中症になりやすくなります。また、就寝中など室内でも発症することがあり、注意が必要です。

予防法は？

- **水分や塩分の補給**：こまめに補給することが大事です。
- **外出時の準備**：日傘や帽子をかぶる、通気性のよい服装をこころがけることが大事
- **室内環境を整える**：扇風機などを使用する、すだれをかけたりこまめな換気が効果あり！

※熱中症になってしまったときは・・・

1．涼しい場所へ移動させる・・木の陰など直射日光にあたらない場所へ！

2．衣服を脱がせ、体を冷やす・・熱をこもらせないことが重要です！

3．水分・塩分を補給する・・汗をかくことにより、体内の塩分も失われています！

スポーツドリンクなどをこまめに飲むようにしましょう！

☆意識がない場合や自力で水を飲めない場合はすぐに救急車を呼びましょう!!

税務だより　納期一覧表

	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月
軽自動車税	全期									
固定資産税	１期		２期					３期		４期
村県民税		１期		２期		３期			４期	
国民健康保険税			１期		２期		３期		４期	

明るい村　明るい社会　あなたの税が生きている

税務署からの「申告・納付等の期限」について

東日本大震災により延長されていた国税の申告・納付等の期限について、青森県内の納税者の方について期限が定められましたのでお知らせします。

①平成23年３月11日から７月29日までの間が期限となっていたすべての国税の申告・納付等の期限は、

平成23年７月29日（金）　となります。

②７月29日までに申告所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税の平成22年分確定申告書を提出した方で振替納付をご利用の方の振替日は、

平成23年８月31日（水）　となります。

振替納付をご利用の方には、税務署からお知らせが送付されます。

詳しくは、むつ税務署（☎ 0175－22－3294）にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）をご覧ください。

自動車取得税・自動車税に係る特例措置のお知らせについて

東日本大震災により滅失し、または損壊した自動車（被災自動車）の所有者等が、被災自動車に代わるものと認められる自動車（代替自動車）を平成23年３月11日から平成26年３月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする特例措置が創設されました。

また、上記の代替自動車に対しては、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税を非課税とする特例措置が創設されました。

詳しくは、下北地域県民局県税部納税管理課へご連絡ください。

＜詳しくは＞
下北地域県民局県税部　納税管理課
電　話　0175―22－3105
所在地　〒035－0073
むつ市中央一丁目１－８
むつ合同庁舎１階

戸籍の窓

（５月届出分）

●お悔やみ申し上げます

木下かつさん（87歳）蛇浦
髙橋正俊さん（83歳）易国間
長谷博志さん（73歳）下風呂

私たちの村の人口

（５月末現在）

男	1,223人	（先月比－３人）
女	1,211人	（〃　±０人）
計	2,434人	（〃　－３人）
世帯数	1,039世帯	（〃　±０世帯）